

令和7年第12回ひたちなか市教育委員会10月定例会

日 時 令和7年10月28日(火)
午後4時
場 所 第3分庁舎 防災会議室2

次 第

1 開 会

2 教育長のあいさつ及び開会の宣告

3 議案審議等

(1) 議案第20号 ひたちなか市指定史跡名勝天然記念物の指定の解除について

4 その他

(1) 「ひたちなかキャリア探検ラリー2025」について

(2) ひたちなかふるさと検定大会について

(3) 学校部活動の地域連携・地域移行について

5 閉 会

議案第20号

ひたちなか市指定史跡名勝天然記念物の指定の解除について

ひたちなか市文化財保護条例(平成6年条例第136号)第41条第1項の規定に基づき、別紙に掲げるひたちなか市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除する。

令和7年10月28日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 秋本光徳

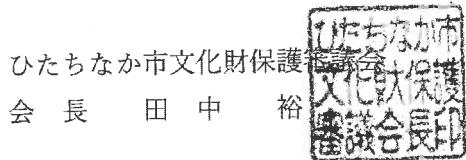
令和 年 月 日 議決

(別紙)

指定区分	市指定史跡名勝天然記念物
名称	高野のケヤキ
数量	1 株
場所	ひたちなか市高野
解除の理由	枯死したことによる倒漬予防を目的として令和 5 年 3 月 14 日に伐採し、滅失したため
指定解除日	令和 7 年 10 月 28 日

令和7年10月9日

ひたちなか市教育委員会 殿



ひたちなか市指定文化財の指定解除について（答申）

令和6年8月20日付けひたちなか市教育委員会諮問第1号をもって諮問のあったことについては、ひたちなか市文化財保護条例第41条の規定により、文化財としての指定を解除することが妥当と判断し答申する。

記

文化財の名称 高野のケヤキ（こうやのけやき）：
指定の区分・種類 ひたちなか市指定天然記念物

解除の理由 枯死したことによる倒壊予防を目的として令和5年3月14日に伐採
し、滅失したため

以上



「ひたちなかキャリア探検ラリー2025」について（報告）

1 実施状況 ※人数はすべて延べ人数

- 実施期間：令和7年7月19日(土)～8月30日(土)
- 対象：小学4年生～中学2年生
- 事業所数：52事業所
- 実施回数：102回（募集枠111回のうち、9回分は応募なしのため未実施）
- 参加人数：635名（参加決定者：718名。欠席等により参加人数減）

※学年別参加状況

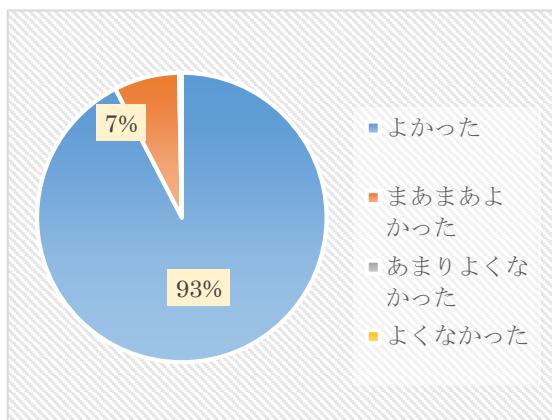
学年	小4	小5	小6	中1	中2	合計
参加人数	166	142	79	83	165	635
応募人数	460	365	242	250	533	1,850

2 成果

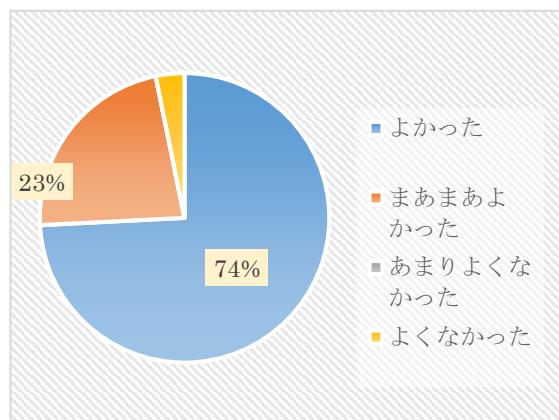
- 事業所からは「積極的でマナーが良かった」との評価が多かった。
 - 参加した児童生徒、事業所とも9割以上が肯定的な回答をしている。
- ※これらから、体験内容と参加者の関心が合っていたことが推測される。

<アンケート結果>

(1) 児童生徒の感想



(2) 事業所の感想



(3) 児童生徒の自由記述（主なもの）

- 「ロボットのことを学べたので、理科や数学に興味をもった」
- 「今回の体験から科学に興味をもった。授業でも苦手だった理科を頑張りたいと思った」
- 「信用金庫のお仕事は難しくて固いイメージだったが、実際に業務を知ることで、苦手な算数にも興味を持つことができた。今回経験したことは貴重な体験として、将来の自分に役立てたい」
- 「本物に接した驚きと新鮮さがあった。五感を通して受け止めた感動があった」
- 「お仕事を体験させていただき、とても貴重な経験になった。お店の方がお客様のことを考えて準備されているように、私も相手の気持ちを考えて思いやりをもって生活ていきたいと思った。」 等

(4) 保護者の自由記述（主なもの）

- ・「楽しい経験をしたことで興奮していたのか、帰りの車の中で、子どもの話が止まらなかつた」
- ・「工場フェアだけでは見えにくい、会社の内側までみることができ、子どもにとって良い経験になつたと思う」
- ・「働くとはどういうことか、今はまだわからなくても、将来理解をさらに深める上でよい経験になつたと思う。様々な社員の方々に話しかけてもらえたのが嬉しかった様子だった。」 等



クッキングスクールネモト



西野精器製作所



黒澤醤油



日立建機



水戸信用金庫



ミルアペイユ

3 次年度に向けた検討課題

(1) 参加者管理システムの導入

参加申込からキャンセル待ち、当日の参加者確認までを円滑に行えるシステムの導入を検討し、事業所及び参加者の負担の軽減を図る。

(2) 新規事業所への協力呼びかけと広報の強化

産業分野により、市内にとどまらず様々な事業所に協力を呼びかける。

また、広報を通して各事業所の魅力を伝えることで、各事業所にとっても魅力的な事業になるよう努めていく。

4 プレスリリース

建設未来通信茨城全県版

【コマツ茨城工場、砂押園芸】

J-WAY(ケーブルテレビ) (8月26日放送)
ひたちなか市報 (10月25日号掲載)

【コマツ茨城工場、幸田商店】

ひたちなかふるさと検定大会について

1. 3つの事業によるシビックプライドの醸成

未来を担う子どもたちが、ふるさとであるひたちなか市への理解と愛着を深め、将来の地域社会を担う人材を育てることを目的に、教育委員会では3つの事業を展開し、子どもたちのシビックプライドの醸成を図ります。

- (1) ひたちなかふるさと検定大会【学び】……………青少年課、指導課
- (2) ふるさと体験プログラム【体験】……………指導課
- (3) キャリア探検ラリー【将来へのつなぎ】……………指導課

2. 「ひたちなかふるさと検定大会」実施の意義

体験等で得た知識や経験を発表・共有する場とし、その集大成（出口）として位置づけます。これにより、子どもたちは自らの言葉でふるさとの魅力を語り、学びや地域理解が深まります。また、問題には地域企業・団体に関する内容も盛り込み、キャリア探検ラリーとの接続も意識するなど、上記の事業3つを連動させることで、「学び」「体験」「将来へのつなぎ」が一貫して積み上がり、本検定は単なる「行事」ではなく、シビックプライドの醸成につながる学習機会としての役割を担います。

3. 事業概要

会 場：ひたちなか市文化会館「小ホール」
日 程：令和8年2月4日（水）AM ※教育振興大会の午前中に実施
対 象：市内の小学5～6年生 大会には3～4人が代表として参加
形 式：市内18校の代表チームによるトーナメント方式による予選、敗者復活、準決勝、決勝を行い、優勝、準優勝、3位を決定
問題作成：小学校児童、市内事業者、各コミュニティ関係に問題作成を依頼。

4. 第1回実行委員会の開催

日 時：令和7年10月9日（木） 午後4時～
会 場：ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設 ふあみりこらぼ 3階 協働会議室
委 員：ひたちなか商工会議所、
ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会市民憲章実践部会青少年部会、
ひたちなか市校長会、
教育長以下教育委員会（部長、総務課、指導課、青少年課）

今後のスケジュール

ひたちなか市教育委員会 R7.10定例会 その他（3）資料

資料1
2025.10.28

年月		R7年					R8年					
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
部学校活動	休日	今まで通りの部活動を実施					隔週で活動なし（第〇・〇週）					
	平日	今まで通りの部活動を実施					今まで通りの部活動を実施					
活動クラブ	休日	活動団体の意向により、準備ができた地域クラブ活動から開始					試行期間（部活動設置13種目）隔週で活動（第〇・〇週）					
	平日	活動団体の意向により、準備ができた地域クラブ活動から開始					休日の地域クラブ活動（多様な活動も含む）					
地域クラブ認定制度		国の協力者会議において認定制度について協議			○対象:関係団体等 認定地域クラブ活動団体 募集説明会開催案内周知 【HP掲載】	○対象:関係団体等 認定地域クラブ活動 団体募集説明会実施	団体募集（～1/30）	・審査、認定 ・休日の地域クラブ活動参加 団体一覧【HP掲載】 (2/13予定)	○対象:関係団体等 認定地域クラブ活動 団体募集案内 【HP掲載】	団体募集(新規)		
（ヒアリング） 関係団体等	先行実施	活動団体の意向により、準備ができた地域クラブ活動から開始					認定申請意向確認	・審査、認定				
	試行期間 (R8.1~3月)	意向のある団体へのヒアリング			・試行期間受付	・試行期間受付		・試行期間実施				
	R8.4~ 実施	活動団体の意向により、準備ができた地域クラブ活動から開始						・審査、認定	申請(新規団体)	活動状況等ヒアリング（随時）		
広報	HP掲載	○対象:中1・2年 ・試行期間に参加する団体一覧 掲載開始(10/27予定)	・地域クラブ活動ガイドイン（案）掲載 追加団体の情報を随時更新	○対象:関係団体等 認定地域クラブ活動団体 募集説明会開催案内周知		○対象:小6・中1・2年 ・休日の地域クラブ活動参加 団体一覧掲載開始 (2/13予定)	○対象:関係団体等 ・認定地域クラブ活動 団体募集案内		新規団体の情報を更新			
	活動を開始している地域クラブ活動の紹介											
	地域等		○対象:自治会連合会 (11/24予定) ・R8年4月～の部活動地域 展開の本市の方針等説明 チラシ配付	○対象:①湊地区(12/16予定) ②市PTA連絡協議会 (12月中予定) ・R8年4月～部活動地域 展開の本市の方針等説明	○対象:勝田地区(1月中予定) ・R8年4月～の部活動地域 展開の本市の方針等説明							
保護者生徒	保護者生徒	○対象:中1・2年(H&S配信) ・試行期間の活動について案内 (10/27予定)		○対象:小6 (新入生説明会、H&S配信) ・令和8年4月～部活動地域 展開の本市の方針等		○対象:小6・中1・2年(H&S配信) ・休日の地域クラブ活動について 案内(2/13予定)						
	生徒保護者	○対象:中1・2年 ①試行期間の活動について案内 【H&S配信】 ②試行期間に参加する団体一覧 ③試行期間の申込開始 【各家庭から団体へ】 (10/27予定)	HP掲載	・受付(随時)	・試行期間の活動へ参加（希望）	○対象:中1・2年 (学校) ・試行期間参加状況調査 ○対象:小6 ・R8年4月～部活動地域展開 本市の方針等説明 (新入生説明会、H&S配信)	○対象:小6・中1・2年 ①休日の地域クラブの活動について 案内 【H&S配信】 ②休日の地域クラブ活動に参加する 団体一覧 ③休日の地域クラブ活動申込開始 【各家庭から団体へ】 (2/13予定)	HP掲載	・受付(随時)	・休日の地域クラブ活動へ参加（希望）	○対象:中1・2年 ・休日の過ごし方調査(学校)	○対象:中1・2・3年 ・休日の過ごし方調査(学校)
学校		・試行期間の活動及び兼職兼業 について説明(校長会) ・兼職兼業案内(通知) ・兼職兼業希望調査		・試行期間参加状況調査 (試行期間開始) ・新入生説明会	・休日の地域クラブ活動 について説明(校長会)		・休日の過ごし方調査 (試行期間結果)		・休日の過ごし方調査 (休日の地域クラブ活動開始)			

ひたちなか市地域クラブ活動【試行期間】実施団体一覧

ひたちなか市教育委員会 R7.10定例会

2025. 10. 28

No.	種目	団体名	代表者	連絡先	活動場所	活動日	活動時間
1	軟式野球	ひたちなかベースボールクラブ	綿引 尚憲		市内中学校グラウンド	月2回（土or日）	9:00~12:00
2	軟式野球	那珂湊マーリンズ少年団	三上 芳郎	070-3190-0501 HP https://www.netto.jp/nakaminato/	勝田第一中学校 他	土or日	13:00~16:00
3	サッカー	佐野少年団	加藤 隆	090-6565-3409	佐野中学校グラウンド	土	9:00~12:00
4	サッカー	みなとwaiwaiクラブ	吉村 孝子		しおかぜみなとグラウンド 他	木・土or日	19:00~21:00
5	ソフトボール	茨城アストロプラネット（中体連参加）	安藏 達司	090-5801-3715	旧笠間東中グラウンド	土or日	9:00~12:00
6	ソフトボール	東石川少年団	澤畠 一成	090-1600-0280	東石川小学校グラウンド	土or日	8:30~12:30
7	ソフトボール	勝田Braves少年団	七五三 輝市	090-4015-0495	市毛小学校グラウンド	土or日	8:00~12:00
8	ソフトテニス	湊クラブ（中体連参加）	布施 久美子	080-5463-8364	市内中学校テニスコート	土or日	9:00~12:00
9	バレー ボール	ひたちなか市バレー ボール教室	堅野 里桜	080-1031-7300	美乃浜学園体育館	月2回（土or日）	9:00~12:00
10	バレー ボール	みなと少年団	小田部 芳男	090-3319-4741	勝田第一中学校体育館	土or日	9:00~13:00
11	バスケットボール	BLACK ORCA美乃浜クラブ	渡邊 直喜	090-8747-4928 naotarock@gmail.com	美乃浜学園体育館	土or日	9:00~12:00
12	卓球	二中学区少年団	清水 信之	090-1655-9285	津田コミセン	土	9:30~11:30
13	卓球	佐野中学区少年団	山内 幸喜		佐野コミセン	土	13:00~15:00
14	卓球	田彦中学区少年団	立原 広		田彦コミセン	土	9:00~12:00 or13:00~16:00
15	柔道	昭道館（中体連参加）	池内 貴憲	080-8024-0800	昭道館池内道場	土 月水金	14:30~17:00 月水金18:45~21:00
16	柔道	舞鶴（中体連参加）	松本 陽子	090-5752-6202	水戸刑務所柔道場	土 火木金	9:00~12:00 火木金19:30~21:00
17	柔道	E.N.A柔道スクール（中体連参加）	小沼 徹	090-5586-2237	佐野中学校柔道場	土 月水金	9:00~12:00 月水金19:30~
18	柔道	望海柔道クラブ	河内 康典	090-2449-1628	勝田第二中学校柔道場	土 月水	9:00~12:00 月水 19:30~
19	剣道	若汐会	篠原 洋勝	090-3597-8963	那珂湊中学校柔剣道場 他	火木金	19:00~20:30
20	剣道	青藍館	眞谷 繁美	090-3094-9107	枝川小学校体育館	月水金	19:45~20:45
21	吹奏楽	ひたちなかフィルハーモニーインドオーケストラユース	内田 喜嗣	090-1772-6811	東石川小学校体育館	月2回（土or日）	9:00~12:00
22	吹奏楽	ネモフィラ吹奏楽団	豊田 紀子	090-4610-2480	佐野小学校体育館 他	日	9:00~12:00
23	吹奏楽	ひたちなか市民吹奏楽団	宮内 廉樹	090-6139-4405	東石川小学校体育館	土	18:30~21:00
24	合唱	勝田混声合唱団	桐嶋 健二	090-4829-0128	一中地区コミセン	月3回（日）	13:30~15:30

令和 7 年 9 月 2 日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

学校部活動の地域移行に関する調査検討特別委員会

委員長 加藤恭子

特別委員会調査報告書

本委員会付託の事件について、次のとおり会議規則第 110 条の規定により報告します。

目 次

1. 付託事件	1
2. 特別委員会の構成	1
3. 調査の経過	3
4. 調査の結果	4

1. 付託事件

令和6年6月27日のひたちなか市議会定例会において調査を付託された事件は、次のとおりである。

- ・学校部活動の地域移行に関すること

なお、本件調査については、調査終了まで継続して閉会中も調査できるよう議決されているものである。

2. 特別委員会の構成

(1) 委員会

委員長	加藤 恭子
副委員長	萩原 健
委員	鵜澤 恵一
"	大久保 清美
"	安 のり子
"	田中 高司
"	安 次男
"	山田 恵子
"	北原 祐二
"	大内 聖仁
"	大谷 隆
"	三瓶 武

(2) 説明のため出席した者

教育長	秋本 光徳
市民生活部長	白土 光伸 (R7.4.1異動)
" 市民活動課長補佐兼係長	安 千春
" 市民活動課長補佐兼係長	布施 孝行
" 生涯学習課長	前橋 大介
" 生涯学習課主任	栗田 貴祥
" スポーツ振興課長	住谷 太一 (R7.4.1異動)
" スポーツ振興課長補佐	土屋 宗徳 (R7.4.1課長)
" スポーツ振興課係長	四倉 英明

教育委員会事務局教育部長	箱崎勝子
〃 総務課長	田口清幸
〃 総務課長補佐兼係長	菊池徳 (R7.4.1 課長補佐)
〃 学校管理課長	橘和典 (R7.4.1 異動)
〃 学校管理課長	笛沼義孝 (R7.4.1 着任)
〃 学校管理課長補佐兼施設係長	江幡敦
〃 学校管理課学務係長	石川敦之
〃 保健給食課長	金澤幸浩
〃 保健給食課係長 (保健担当)	小澤完
〃 参事兼指導課長	飯村祐一 (R7.4.1 異動)
〃 参事兼指導課長	田村寿俊 (R7.4.1 着任)
〃 指導課長補佐	加藤理
〃 指導課社会教育主事	渡邊秀幸
〃 指導課指導主事	黒澤友博
〃 指導課会計年度任用職員 (学校部活動地域展開コーディネーター)	山本敏男 (R7.4.1 任用)
〃 青少年課長	植野健一 (R7.4.1 異動)
〃 青少年課長	住谷太一 (R7.4.1 着任)
〃 青少年課係長	菊池高宏 (R7.4.1 課長補佐兼)
NPO法人 s a k u r a 副理事	堅野里桜

(3) 議会事務局担当職員

局長	石崎聰一郎
参事兼次長	根本光恵
次長補佐	國谷利広
係長	益子太 (R7.4.1 異動)
〃	石川浩之 (R7.4.1 着任)
主幹	海埜敏之
〃	佐藤ゆかり
〃	大和敦子 (R7.4.1 異動)
主任	折本光 (R7.4.1 主幹)
〃	吉田彩乃 (R7.4.1 着任)

3. 調査の経過

本委員会は9回にわたり委員会を開き、付託された事件に対し、調査を進めてきたところであるが、その活動状況は次のとおりである。

回数	年月日	場 所	概 要
1	R 6. 6. 27	第2委員会室	正、副委員長の互選を行い、委員長に加藤恭子委員、副委員長に萩原健委員を選出した。
2	R 6. 7. 25	全員協議会室	委員会の今後の進め方について協議した。
3	R 6. 8. 23	第2, 第3委員会室	学校部活動の地域連携・地域移行について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
4	R 6. 11. 11 ～11. 13	山口県周南市、 奈良県生駒市	山口県周南市、奈良県生駒市を訪問し、学校部活動の地域移行の取組について調査を行った。その概要は別紙のとおりである。
5	R 7. 2. 4	全員協議会室	行政調査を振り返り、委員の意見を集約し、本市における現在の進捗状況について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
6	R 7. 5. 25	美乃浜学園	地域クラブ活動への移行に向けた実証事業等について、バレーボール教室を現地視察後、執行部から説明を受け、質疑応答を行った。
7	R 7. 7. 22 ～7. 24	北海道旭川市、 北海道伊達市	北海道旭川市、北海道伊達市を訪問し、学校部活動の地域展開の取組について調査を行った。その概要は別紙のとおりである。
8	R 7. 7. 29	全員協議会室	行政調査を振り返るとともに、委員の意見集約を行い、最終報告書作成に向けて協議を行った。
9	R 7. 8. 12	全員協議会室	最終報告書（案）について協議を行った。

4. 調査の結果

近年、少子化の進行に伴い、学校教育を取り巻く課題は一層複雑化・多様化しており、従来のように学校や教員のみで対応することが困難な状況が生じている。特に学校部活動においては、生徒数の減少に起因する活動の継続困難、教員の長時間勤務の是正といった課題が顕在化しており、学校単位で従来の部活動体制を維持することが困難となっている。その結果、学校や地域によっては、部活動の存続自体が危ぶまれる状況も見受けられている。

このような背景を踏まえ、全ての生徒がスポーツや文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保し、持続可能な活動環境を整備していくことが求められている。国においても、教員の働き方改革の一環として、学校部活動の地域社会との連携による段階的な移行方針を示しており、地域全体で支え合う新たな活動体制の構築が喫緊の課題とされている。

学校部活動は、学習指導要領上「学校教育の一環」と位置づけられているものの、教育課程外の活動とされており、生徒の自主的・自発的な参加によって実施されている。そのため、教員による指導には法的根拠が明確に定められておらず、校長の校務分掌に基づき委嘱されているのが実態である。この結果、教員には安全配慮義務が生じる一方で、勤務時間外に行われる部活動指導は、自発的業務とされており、教員の長時間勤務の大きな要因となっている。

また、少子化の進展により教員定数の削減が進み、学校の小規模化が進行する中、部活動の選択肢や活動環境にも制約が生じている。その影響として、希望する活動に参加できない生徒や、専門的な指導を受けられない生徒が出てきており、地域によっては特定の種目の消滅が危惧される状況も確認されている。加えて、勝利至上主義的な指導の下で十分な休養が確保されない状況が、生徒の心身に悪影響を及ぼしているとの指摘もある。

さらに、教育現場においては、インクルーシブ教育の推進、ＩＣＴの活用、探究的な学びの導入、いじめや不登校への対応など、教員が対応すべき課題が多様かつ広範にわたって増加している。その結果、教員が本来果たすべき授業準備や生徒支援の時間が十分に確保できず、精神的な負担の増大が深刻化しているのが現状である。

こうした状況を受け、国においては地域との連携による教育体制の再構築を進めており、学校運営協議会の活用や地域人材との協働など、地域社会との連携による取組を推進している。特に、部活動の地域移行に当たっては、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の確保と、教員の負担軽減の両立が求められており、令和8年度以降、教員による休日の部活動指導時間をゼロとすることが目標とされている。

本特別委員会においては、こうした国の方針や社会的要請を踏まえ、本市における部活

動の地域移行の現状を把握するとともに、本市の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校部活動の段階的な地域移行に向け、課題や受皿づくり等、今後の在り方について調査検討を行った。

本報告書は、その委員会の活動及び調査検討結果を報告するものである。

（1）学校部活動地域移行の概要

①国・県のガイドライン

国においては令和4年12月、県においては令和5年2月に、それぞれ部活動の地域移行に関するガイドラインが示された。これらは、学校の働き方改革と、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境の構築を目的としている。主な方針の柱は、次のとおりである。

【I】学校部活動：教員の負担軽減を目的に、部活動指導員の積極的な活用や、週2日以上の休養日の設定を義務づけた。

【II】新たな地域クラブ活動：地域における活動の受皿づくりとして、地域クラブ活動の設置促進、協議会の設置、人材バンクの整備、教職員の兼職兼業、困窮家庭への支援などが示された。

【III】移行に向けた環境：休日の活動から地域へ移行することを優先し、令和5年度から3年間を「改革推進期間」と位置づけて移行を段階的に進める方針が示された。

【IV】大会等の在り方の見直し：地域クラブ活動が大会に参加できるよう制度の見直しを行い、教員の引率に代わって部活動指導員等が引率できる体制への移行や、全国大会の在り方の見直しが進められている。

さらに、令和7年5月16日に開催された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において最終取りまとめが示され、改革推進期間終了後の令和8年度以降の改革の方向性が明示された。

主な目的としては、「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実」が掲げられるとともに学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることや、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導等の実現についても重要な要素として盛り込まれている。また、これまでの「地域移行」という表現は、「地域展開」へと改められ、令和8年度から6年間を「改革実行期間」と位置づけることが明記された。

特に休日においては、「原則、全ての学校部活動において地域展開の実現」が目指されており、さらに平日・休日を通じた包括的な活動企画・調整の重要性も示されている。

加えて、受益者負担と公的負担の適切なバランス、困窮世帯への支援の確保といった制度的配慮、地域クラブ活動における学校連携や指導体制の継続的整備等も盛り込まれた。

今後は、自治体・学校・地域団体が一体となり、持続可能な仕組みの構築が求められる。

②地域連携・地域移行の定義と課題

地域連携とは、複数校が合同で活動を行う形態であり、部活動指導員や地域の人材を活用しつつ、あくまでも学校の責任の下で部活動を運営・実施するものである。この形態により、学校単独では困難であった種目の継続や、生徒の活動機会の確保が可能となるが、指導者の安定的な確保や、活動場所への移動手段の確保、学校間での調整、生徒・保護者間の合意形成の難しさ、さらに指導者への謝金や交通費などの費用負担が大きな課題となっている。

地域移行とは、地域のスポーツ・文化・芸術団体、大学、民間事業者など、学校外の多様な主体が運営する地域クラブ活動によって、従来の部活動に代わる活動機会を提供するものである。学校とは一定の連携を保ちつつも、運営主体は地域側に移行する点に特徴がある。これにより、学校教員の負担軽減や地域資源の活用が期待される一方で地域の団体や受入れ先が存在しない地域での対応、学校側との連携体制の構築に時間要すること、また指導者への報酬や保険加入、会場費などの財政的負担が保護者に偏る可能性がある点が課題となっている。

(2) 本市の現状と課題

①生徒数及び部活動加入の推移

令和6年度現在、市内の中学校7校及び義務教育学校1校における生徒数は3,750人である。運動部への加入者は2,641人、文化部への加入者は713人であり、部活動全体の加入率は約89.4%と高い水準にある。一方で、令和元年度と比較して生徒数は約500人減少しており、少子化の進行により、部活動種目の縮小や複数校による合同チームの編成、さらには専門外の種目を指導せざるを得ない教員の増加など、様々な課題が顕在化している。

今後さらに生徒数が減少すれば、単独校での活動維持が難しくなる競技が増えることが懸念され、合同部活動の柔軟な活用や、地域との連携による支援体制の構築が急務である。また、近年における生徒の志向の多様化に伴い、競技志向とエンジョイ志向の双方に応える活動環境の整備が課題となっているが、現時点では全ての生徒が自分の希望に合った形で活動できる状況には至っていないことから、生徒の個別のニーズに配慮した参加の場を確保することが重要である。

②部活動指導員及び外部指導者の活用

令和6年度においては、全ての中学校に1名ずつの部活動指導員が配置されており、運動部に5名、文化部に3名が配属されている。また、市内の小中学校全体で27名の外部指導者が活動しており、部活動の実施体制を補完している。部活動指導員は単独での指導や引率が認められている一方、外部指導者については教員の補助的な立場に限定されるなど、それぞれに役割や責任範囲の違いがある。

部活動指導員の配置が限定的であり、依然として教員の負担軽減にはつながりにくい状況であることを懸念している。また、外部指導者の活用に当たっては、その専門性や安全面への対応力などの資質をどのように担保するかが課題である。

③学校外クラブの現状

現在、市内ではおおむね1～2割の生徒が、地域クラブや民間団体のスポーツ・文化活動に参加しており、中には中学校体育連盟に加盟して大会に出場している団体も確認されている。こうした活動は、生徒の興味関心を生かした自主的な選択の場として重要な役割を果たしている。

既存の地域クラブとの連携を進めていくに当たっては、学校の部活動と地域活動の役割分担やすみ分けの明確化が必要である。また、活動場所の確保や指導体制の整備に加え、家庭にかかる費用負担の差が拡大しないよう、公的な支援の在り方を含めた検討が必要である。

また、今後の地域展開を見据え、少年団等との連携強化を進め、休日活動の受皿として地域団体の機能充実を図る方針が示されているが、地域側の受け入れ体制に対する継続的な支援と、情報提供やマッチングの場の創出が不可欠である。

(3) 基本方針と具体的取組

①基本方針

本市では、学校部活動の地域移行について、段階的な対応を図る方針を示している。

まず「ステップ1」として、令和7年度末までに休日の部活動を地域クラブ活動へ完全移行することを目指している。次いで「ステップ2」として、令和8年度以降は国の動向を踏まえつつ、平日の部活動についても地域クラブ活動等への移行を検討していく予定である。現時点では、平日の部活動は当面学校で継続することとしており、休日の地域クラブ活動の整備状況を踏まえながら、平日の在り方についても再検討していく考えが示された。

検討体制については、府内において、ひたちなか市学校部活動地域連携・地域移行検討委員会が設置され、令和6年度は2回開催し、関係各課及び学校との連携が図られた。また、令和7年1月22日には、「第1回ひたちなか市学校部活動地域連携・地域移行推進協議会」が開催され、運営費用の補助や大会参加の在り方、平日・休日の連携などについて協議が行われた。推進協議会の構成員には、学校関係者、各種団体、保護者代表など多様な関係者が参画している。さらに令和7年1月31日には、市総合教育会議が3年ぶりに開催され、地域移行に関する現状と今後の方針について市長及び教育委員に説明がなされ、費用負担の在り方や企業との連携、地域全体での支援体制の必要性などの意見が寄せられた。

②地域連携・地域移行に向けたスケジュール(令和6年度～7年度)

本市においては、学校部活動の地域移行に向け、令和8年4月からの本格実施を目指し、段階的な準備を進めてきた。令和7年1月には、生徒及び保護者に対し、学校連絡ツール「ホーム&スクール」を用いたチラシ配信により情報提供を開始し、2月には説明動画を市ホームページ上で公開、3月には意向調査が実施された。

令和7年度においては、令和8年1月から3月を「試行期間」として設定し、地域クラブ活動の運営体制や実施上の課題を抽出し、令和8年度からの円滑な本格実施に向けた最終調整が行われる予定である。

③取組概要

ア 地域クラブ活動の実証事業

令和6年度からは、地域クラブ活動の実証事業も開始されている。

「ひたちなか市バレーボール教室」については、NPO法人 s a k u r a が運営を担い、茨城大学の学生や兼職兼業の教員が指導を行っている。また、「ひたちなかベースボールクラブ」では、地域のクラブチームと兼職兼業の教員が連携して活動を展開している。吹奏楽の分野では、地域の一般吹奏楽団が母体となりユースバンドを組織し、中学生の受入れを開始している。いずれも、学校の未使用楽器や施設を活用し、活動している。

イ バレーボール実証事業の成果と課題

令和6年度に実施された地域クラブ活動への移行に向けた実証事業では、NPO法人 s a k u r a に事業を委託し、バレーボール教室を実施した。運営体制としては、NPO法人 s a k u r a が参加者と指導者の間に入り、事務手続等を担い、技術指導には茨城大学バレーボール部及び兼職兼業教員が当たった。市内各中学校から115名が登録し、平均60人前後が活動に参加した。

NPO法人 s a k u r a は出欠管理や窓口対応、運営業務全般を担い、指導者が指導に専念できる体制が整えられた。参加費は月額500円とし、主に指導者への謝金に充て、謝金は1時間当たり1,600円に設定された。この金額は、国庫補助金事業における部活動指導員の単価と同等である。運営にはこのほか、市費や国の補助金も活用し、保険加入を義務づけた上で実施された。6か月間の運営経費は124万5,860円であった。

アンケート結果や参加者・指導者からの聞き取りでは、活動内容や指導者の教え方への高い評価が得られたほか、専門性の高い教室への継続的なニーズも確認された。一方で、運営スタッフの人材確保や消耗品費用の確保といった課題も明らかとなった。

ウ 少年団等への受入れに向けたヒアリング状況

地域クラブ活動の受皿として、少年団等への中学生受入れの可能性を探るため、関係団体へのヒアリングを実施している。令和7年5月時点で、9種目・27団体（サッカー、ソフトボール、軟式野球、卓球、吹奏楽、バスケットボール、合唱、陸上競技、体操競技）に対してヒアリングを行った。

その結果、各種目で少なくとも1団体が中学生の受入れを可能としており、一定の受入れ体制の見通しが立っている。また、バスケットボール13団体、バレーボール5団体についても、ヒアリングを継続中であり、学校設置の全ての種目について実施を予定している。今後、ヒアリングで得られた課題や受入れ条件等を基に、推進協議会で対策を検討することとしている。

エ 休日の地域クラブ活動アンケート調査の結果

令和7年3月には、小学校4～6年生、中学校1・2年生及びその保護者を対象に、地域クラブ活動に関するアンケート調査を実施した。回答者数は、小学生2,625名（回答率約68%）、中学生1,076名（約44%）、保護者1,980名であった。アンケートでは、休日の過ごし方や活動意向、希望する種目、活動頻度、活動の趣旨等について質問を行い、保護者には移動手段や活動費用に関する項目も設けた。

この調査結果を基に、子どもたちが自発的に参加し、楽しさや喜びを感じられる多様な活動機会の確保に向けて、活動内容や体制の整備を進めていく方針が示された。

④活動環境整備の方向性

実証事業の成果と課題を踏まえ、本市では今後の地域クラブ活動の整備に当たり、以下のとおり活動環境の構築に向けた方向性を示している。

ア 活動団体

既に一定の実績と指導体制を有する少年団や社会人団体の協力を得て、中学生の活動環境を整備していくことが示された。

イ 運営方針

各団体の自主運営を基本としつつ、活動時間の適正化及び本市の部活動方針の遵守状況と活動の適否を確認する体制の整備を検討する。

ウ 活動場所

団体の既存の活動拠点を基本とするが、競技特性に応じて中学校施設の開放等を計画的に進める。

エ 指導者

団体に所属する指導者を中心としつつ、県の人材バンクや兼職兼業教員の募集等、団体の希望により調整が行えるように検討していく。

オ 備品整備

ゴールやネットなどの大型備品は学校の設備を活用し、ボールやバット等の用具類は団体側で準備・管理することを基本とする。楽器については、学校からの貸出しを可能とする。

カ 活動費用

活動費用については受益者負担を基本としつつ、生活困窮世帯には就学援助制度に準じた支援を行う方向で検討する。

キ 周知・広報

市のホームページにおいて活動団体一覧を公表し、保護者・生徒が選択・申込できる環境を整備する。

ク 整備の目安

各学校の現行部活動種目について、1種目に対し少なくとも1団体を整備する方針で取り組む。

⑤基本方針と取組概要等についての意見要望

ア 体制整備について

- ・地域移行の円滑な推進に向けては、地域スポーツクラブ等を中心とする組織体制の整備と、全体の調整を担う推進役人材の配置が不可欠である。
- ・伊達市の「伊達スポーツクラブ藍」や、校長との密接な連携体制は、本市においても大いに参考とすべき事例である。
- ・現在の教育委員会指導課中心の体制には限界があるとの指摘があり、複数所管を横断して一元的に調整できる新たな体制の構築が求められている。特に、コーディネーターの配置に際しては、その役割と責務を明確にし、地域と連携した推進リーダーとしての機能を果たすことが望まれる。
- ・部活動の移行については、「学校部活動改革」とも言われており、学校・保護者・生徒を含めた意識改革の必要性が重要であり、地域移行は単なる制度変更ではなく、「改革」として明確に位置づけ、スケジュール感をもって推進していただきたい。

イ 費用負担について

- ・地域展開の推進には、運営費用や謝金、交通費等の発生が避けられず、運営側・受益者側双方の負担の在り方を明確化し、持続可能な財源措置を講じることが不可欠である。
- ・生駒市のように具体的な費用試算を通じて現実的な制度設計を行うこと、また伊達市のように報酬手当を充実させることは、指導者のモチベーションや責任感の向上にもつながる。
- ・特に小規模クラブには、運営支援と予算措置が不可欠であり、「予算がないでは済まされない」との強い指摘もあった。

ウ 活動場所の確保について

- ・活動場所の確保に当たっては、地域特性や競技人口、居住地等を考慮した柔軟かつ公平な運用が求められる。

- ・公共施設の開放拡大や利用料減免措置、文化系部活動における校内施設使用に対するセキュリティ対策など、多面的な課題解決策の導入が必要である。

エ 指導者の確保について

- ・指導者不足は地域移行における最大の課題である。教職員の兼職兼業制度の整備、市民への広報、指導者バンクの設置・活用など、多様な人材確保策が求められる。
- ・平日の活動については、指導員が現役世代の場合には勤務時間との両立が困難な点から、土日を中心とした運営体制や、平日と休日における役割分担の明確化が重要である。
- ・市内企業やスポーツチームとの連携も、人材確保策の一環として有効である。
- ・教員が自ら経験のない競技であっても顧問として引率しなければならないという従来の状況を解消するためには、教員に代わる指導員の確保が不可欠であり、令和7年度末を期限とする地域移行に向けて、必要数の指導員が配置されなかった場合に、教員の負担が再び増大する可能性を危惧している。そのため、指導員の確保に関する今後の見通しと対策を明確にするよう求める。

オ 意識改革と情報共有について

- ・地域移行の実現には、行政、学校、市民の間で意識の共有と理解の醸成が不可欠である。特に保護者や生徒への早期の情報提供と説明が求められる。
- ・教職員に対しても、地域移行が教員の働き方改革に資するものであることを理解し、自ら参画する姿勢が望まれる。
- ・現場教員・保護者・地域人材を含めた説明会やヒアリングの実施による双方の意見交換が、より深い理解と協力体制の構築につながる。

カ 今後の計画と進め方について

- ・国の最終取りまとめに示された理念に基づき、生徒の継続的な活動機会を保障するため、地域と連携した持続可能な環境整備が求められる。そのためにも、6年間の猶予期間を有効に活用した計画的かつ段階的な整備と、詳細な実施計画の策定が必要である。
- ・令和7年度までの休日の移行時期については、地域と連携が進むよう、地域関係者との再協議など柔軟な対応の検討を求める。
- ・活動参加者の技能や状況に応じて柔軟なグループ分けを行うとともに、出欠管理アプリなどを活用した運営の効率化と謝金配分の公平性の確保が求められる。

キ モデル事業・実証事業の拡大について

- ・現在は一部種目に限定して実証事業を実施しているが、今後は複数方式を組み合わせたモデルケースを導入し、多角的な検証を行うべきである。

ク 地域展開の進捗と今後の方向性について

- ・現段階では「地域移行」ではなく「地域展開」の段階にあることを明確にし、平日の活動展開も視野に入れた柔軟な制度設計と運営が求められる。
- ・伊達市のように、学校部活動と地域クラブ活動の併存による「ハイブリッド型」方式は、本市においても現実的かつ効果的な選択肢として検討されるべきである。
- ・地域のN P O 法人や既存団体との協力体制の構築に当たっては、一方的な行政主導ではなく、相互の信頼に基づく協働の枠組みが必要とされる。
- ・運営団体への事務費・人件費支援、活動団体情報の早期周知（例：10～11月に保護者向け案内、1～3月の試行掲載）、生活困窮世帯への支援策（就学援助制度準用）、他市との調整や備品貸出しルールの整備など、現場運営に関する細部においても着実な支援と整備が求められる。

（4）他都市の調査結果

本委員会では、先進的な取組をしている下記の4都市について調査を行った。

詳細については別添の調査報告書のとおりである。

①山口県周南市

周南市では、令和8年度から学校部活動を完全に廃止し、「周南市地域クラブ」への全面移行を目指しており、「中学生の『やってみたい』に応える環境づくり」「多様な世代・地域での文化芸術・スポーツ活動の推進」「中学生の居場所の創出」を基本方針とし、部活動を生涯学習活動として地域全体で支える体制を構築している。

実施主体は、文化芸術活動は「公益財団法人周南市文化振興財団」に、スポーツ活動は「公益財団法人周南市スポーツ協会」を事務局とした推進センターを設置し、地域の登録団体と連携して活動を展開する。各中学校区には「(仮称) しゅうなんコミュニティ・クラブ」を設置し、中学生の主体性を引き出しながら、大学生や地域人材も参画する仕組みとされている。

推進に当たっては、教育委員会と文化スポーツ観光部を中心に、学校、地域団体、各部局が連携する庁内横断的な体制が整備されており、教員の働き方改革を主目的とせず、市民と子どもの文化・スポーツ活動の振興を柱に改革が進められている。

②奈良県生駒市

生駒市では、少子化による生徒数減少に伴い部活動数が減少している現状を受け、子どもたちが好きなスポーツや文化活動を継続できる環境づくりの一環として地域移行を推進している。これにより、結果的に教員の働き方改革にもつながるものと捉えている。

同市では、「生徒が主役」を基本理念とし、学校教員の兼職兼業制度を活用しつつ、地域指導者との連携による移行を進めている。施設面では、学校体育施設の有効活用を前提とし、既存団体との調整や管理運営の見直しを行っている。また、地域クラブによる大会参加に向け、要項の見直しや運営体制の再構築も進めている。

運営面では、スポーツ振興課を事務局とし、教育委員会、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体等による「生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会」を組織し、ワンストップ支援体制を構築している。コーディネーターを1名配置し、情報発信、指導者派遣、相談対応等を一元的に担っている。

費用面では、指導者謝金、保険料、施設利用料等を含めた年間経費の試算を行っており、保護者負担の限界額を3,000円と想定した上で、今後の公費投入の必要性を認識している。

取組の実施に当たっては、行政主導にとどまらず、将来的には地域団体を「実施主体」として自立的に運営する体制を目指しており、まずはモデルクラブの創設によって選択肢の多様化を図っている。また、総合型地域スポーツクラブを中心に、スポーツや文化活動における新たな地域クラブの創設と指導体制の構築を進めている。

地域移行の準備に当たっては、法人化や保険加入の促進、周知の徹底、移行時期や名称・ユニフォームの扱い、大会費用の支援、平日活動の可否など多角的な課題整理が行われており、持続可能な体制づくりが重視されている。

③北海道旭川市

旭川市では、令和元年度より部活動指導員の配置を開始し、令和7年度には13校に計24名を配置している。指導員には時給1,600円が支給され、1人当たり199時間の勤務が配当されている。

地域展開に向けた実証事業は令和5年度から開始され、初年度は休日に外部団体と連携したスポーツ教室を実施した。令和6年度は3校をモデル校に設定し、特定部活動に外部指導者を派遣する方式を試行した。令和7年度は、これら2つの方式

を併用し、事業終了後も競技継続が可能となる体制づくりを目指している。

課題としては、指導者や活動場所の確保、受益者負担、移動手段の調整などが挙げられ、市と学校の間に立つ第三者機関の必要性も検討されている。府内では、教育指導課、スポーツ推進課、文化振興課が連携して取り組んでいる。

今後は、部活動指導員の配置拡充や外部人材とのマッチングの仕組み整備を進め、令和8年度以降は休日の地域展開の拡大、令和11年度以降は全市的な持続可能な活動環境の実現を目指している。

④北海道伊達市

伊達市では、少子化に伴い中学校における部活動の維持が困難となってきた現状を受け、令和3年度より学校部活動の地域移行に向けた取組を本格化させた。市内の3校のうち、伊達中学校及び光陵中学校では団体種目の維持が課題となり、令和5年度以降、拠点校方式や合同チームの導入により対応している。

令和5年度には、地域クラブ「伊達スポーツクラブ藍」を設立し、休日の全11種目18部活動について完全地域移行を実施した。以降、専任職員を複数名配置し、地域移行の受皿として体制整備と運営支援を行っている。令和6年度には平日部活動の地域移行も拡大し、授業時間を活用した「ゆる部活」等、生涯スポーツへの展開にも取り組んでいる。

クラブの設立目的は、①専門的な指導体制の確保、②教員負担の軽減、③団体競技維持のための合同練習支援にあり、地域指導者と学校の連携の下で運営が進められている。校長をクラブ役員としてすることで、校務と地域の連携を迅速に図る体制が構築されている点も特徴である。また、「3年生応援プロジェクト」の取組を通じ、競技継続や生徒の体力向上にも資する施策が実施されている。指導者の確保に当たっては、地元在住の若手や女性人材の登録促進、実働性のある人材の選定を重視している。

財政面では、市が予算を計上し、地域指導者や兼職兼業の教員への報償費も支給している。令和7年度には約2,980万円が確保され、地域移行のさらなる拡大が図られている。特に文化部の休日移行、運動部の平日移行の推進が見込まれている。今後の課題としては、競技人口の維持を目指し、単独チームの存続に努めるとともに、近隣市町村や地元高校との連携による広域的な展開も視野に入れている。

(5) 委員会からの提言

令和7年5月16日に開催された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、これまでの改革推進期間に続く令和8年度以降の「改革実行期間」の開始が示されるとともに、学校部活動の「地域移行」から「地域展開」への方針転換が明確に打ち出された。これにより、改革は新たな段階へと進み、休日の活動における原則的な地域展開の実現に加え、平日・休日を通じた包括的な企画・運営体制の構築が求められるに至っている。

本市においては、これまでの改革推進期間中、休日の地域クラブ活動への移行に向けた準備や実証を進めてきたが、今後は令和8年度からの改革実行期間に向けて、より明確かつ実効性のある推進体制と推進計画の整備が必要不可欠である。改革期間が延長されたとはいえ、移行の歩みを緩めることなく、次の6年間にわたり持続可能な仕組みを構築していくための計画的な対応が求められる。

特に、委員会の調査・審議を通じて以下の点を重要な提言事項として整理した。

1. 改革の実行段階においては、庁内における所管横断的な連携体制の確立とともに、地域団体、保護者、指導者等を含めた多機関連携の下での総合的な推進体制の構築が急務である。単なる調整にとどまらず、実行を担う体制として位置づけ、コーディネーター等の役割を明確にした上で、人的配置や責任体制を整備する必要がある。
2. 改革実行期間の初年度である令和8年度には、休日活動における地域展開の実現を確実に図るとともに、平日の活動の在り方についても、中長期的な視点から移行の可能性を検討し、段階的に準備を進めることが求められる。平日活動を学校のみで継続することを前提とせず、地域クラブや民間団体との役割分担・すみ分けを含む選択肢を視野に入れた制度設計を進めるべきである。
3. 明確なスケジュールに基づいた推進計画の策定が不可欠である。現状の試行期間を通じて抽出される課題の検証を踏まえ、令和8年度以降の実施内容・体制・予算措置について、年度ごとに段階的な目標を設定し、地域・学校・家庭に対して十分な情報提供と説明責任を果たすことが必要である。
4. 生徒が地域クラブ活動を通じて心身ともに健やかに成長していくためには、地域と一体となって子どもを育てていくという視点の下、持続可能な環境を整備することが求められる。

おわりに

本委員会は、令和6年6月に設置され、1年2か月にわたり学校部活動の段階的な地域移行に向け、課題や受皿づくり等、今後の在り方について調査検討を行ってきた。

部活動改革の目的は、全ての生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむことのできる環境を整備することであり、同時に、教員の働き方改革や学校の教育活動の質の向上にも資するものである。

この理念を共有した上で、制度整備や実施体制、財政措置、人材育成、意識改革など、あらゆる側面において計画的・段階的に取り組むことが求められる。

以上を踏まえ、本委員会としては、令和8年度以降の「改革実行期間」を、本市における地域展開の本格的実施段階と捉え、平日を含めた将来的な移行も視野に入れた具体的な推進計画の策定と、全庁的かつ地域一体となった実行体制の構築を強く提言するものである。

別紙1 《調査概要》

山口県周南市

部活動改革に係る周南市の取組について

1 周南市の概要

面 積： 656.29 km²

人 口： 134,969人（令和6年10月末現在、県内19市町中4位）

児童・生徒数： 9,486人（児童6,151人、生徒3,335人）

小・中学校数： 40校（小学校27校、中学校13校）

部活動の状況

- ・9割の生徒が学校の部活動に所属している。
- ・平成22年度から令和5年度にかけて生徒数が約650人減少し、20の運動部活動が廃部となった。
- ・中学校13校中8校は、3競技以下から運動部活動を選択し、残り5校も何とか工夫して維持している状況。
- ・小学生は習い事として多様な文化芸術、スポーツに取り組んでおり、約3分の1が複数の活動を掛け持ちしている。

2 周南市地域クラブの基本方針

学校部活動を廃止して周南市地域クラブに完全移行する令和8年度までの方針とし、円滑な部活動改革を推進するために、次の3点を基本方針として掲げている。

【方針1】市内全ての中学生の「やってみたい」に応えられる環境づくり

【方針2】多様な地域で、多様な世代とともに、多様な文化芸術・スポーツ活動等への参加が可能な環境づくり

【方針3】中学生の居場所のひとつとなる環境づくり

これらの方針は、中学生だけでなく市民総ぐるみによる新たな文化芸術・スポーツ活動等の一体的な環境構築につながると考えている。

3 学校部活動改革の方向性

基本方針の実現を目指し、周南市文化・スポーツ活動推進協議会において、次の4点の方向性を決定した。

- ①令和8年度から新たな活動の開始を目指す
- ②市内全域を対象とした新たな活動を行う
- ③平日、休日を一体として新たな活動を行う
- ④事務局を設置した仕組みづくりを行う

改革後の中学生の活動は、文化芸術・スポーツ活動だけでなく、中学生の「やってみたい」に応えるため、地域伝統芸能活動やボランティア活動、学習などを含めた生涯学習活動となる。改革後の活動例としては、1つの活動に専念することも、複数の活動に取り組むことも可能となる。また、週3日程度や月2日程度など年間を通じた定期的な活動や、1学期限定、夏季休暇限定、冬期限定など、期間限定で活動することも可能となる。

活動場所については、周南市全域とし、学校施設や公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設を活用して、地域の指導者の下で活動することを想定している。活動時間については、新たに平日夜間、休日夜間を設け、学校施設で社会人が夜間に活動しているところに中学生が参加することを想定している。改革後は、学校教育活動以外の全ての時間が活動対象時間ということになる。

事務局の設置については、文化芸術活動の事務局として、公益財団法人周南市文化振興財団の中に、「(仮称)文化芸術活動推進センター」を、スポーツ活動の事務局として、公益財団法人周南市スポーツ協会の中に、「(仮称)スポーツ活動推進センター」を設置することとしている。改革後は、各センター及び各センターへの登録団体等が管理運営する「周南市地域クラブ」が実施主体となる。

4 周南市地域クラブ

(1) センターへの登録団体等の活動

周南市地域クラブの活動は、「センターへの登録団体等の活動」と事務局となる「センターの活動」の2つに分けられる。登録団体等の活動がメインの活動で、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体等の様々な団体を登録して子どもたちを受け入れる。それを補完する形でセンターの活動を準備している。登録団体の活動は、開催日時、活動場所、指導、内容、会費など全て登録団体が設定することになる。

(2) センターの活動

①センター企画事業

センター企画事業については、一例として、スポーツ協会が主催した休日クラブ体験実証事業（スポーツ・文化活動体験会）がある。中山間及び都市周辺地域の活動機会の確保が課題となっているため、ニーズ調査や解決策の研究のため実施している。体験会では4歳児から保護者まで幅広い世代が参加しており、体験後の入団にもつながっている。

②（仮称）しゅうなんコミュニティ・クラブ

（仮称）しゅうなんコミュニティ・クラブについては、多様なニーズに応えるため、13の中学校区に1つずつ設置する方向で進めている。コンセプトは、「つどう」「つくる」「つながる」をテーマにして、中学生が主体となって「自分たちのやってみたい」を実践し、それを地域全体で支援するものである。各中学校区にあるのは、移動の負担もなく子どもたちの活動の機会を確保するということで設置する。子どもたちが話し合いながら「やってみたい」を引き出していくため、現在は周南公立大学の学生がクラブアシスタントとして参加し、生徒と学生の双方にとって学びの機会になっている。

5 周南市地域クラブを推進する組織

周南市では、教育委員会と文化スポーツ観光部（スポーツ振興課、文化振興課）を中心とした府内各部局をはじめ、市内公立中学校や（仮称）文化芸術活動推進センター、（仮称）スポーツ活動推進センター、各地区のコミュニティスクールの連携を図り、部活動改革を推進している。

6 周南市地域クラブへの望ましい参加の在り方

学校では、以下の望ましい参加の在り方を生徒に伝え、地域クラブ活動をサポートしている。

- ①自主的に参加する生徒
- ②交流を大切にする生徒
- ③心と体を大切にする生徒

特に「心と体を大切にする生徒」が重要と考えており、生徒が複数のクラブに参加することを想定しているため、自分たちで休養日を設定していくという考え方が重要である。学校では、家庭や地域と連携してこうした生徒の育成を目指している。

7 周南市地域クラブの開始時期と取組状況

令和8年度の中学校3年生の最後の大会、発表会までは、学校の実情に応じて部活動を継続できるものとし、令和8年度からの完全実施を目指している。小規模校については、その前に部活動が閉じる可能性もあり、あくまでも学校の実情に応じて、部活動は令和8年度まで実施できることとしている。

完全実施に向けて令和5年度は、周南市文化・スポーツ活動推進協議会を4回開催し、10月に「周南市地域クラブに係る方針」を策定した。11月にはPTA連合会主催で小学生の保護者を対象とした説明会を市内3会場で3日間実施し、延べ200名が参加した。12月にはスポーツ協会主催で、市民を対象とした中学校部活動地域移行シンポジウムを実施し、153名の参加があった。

周南市では、中学校の部活動改革が文化・スポーツ振興を発展させ、人口減少という地域の危機を乗り越え、活力ある地域づくりに向けた一助になるとを考えている。そのため、教員の働き方改革ということを一切打ち出さず、あくまでも子どもたちと市民のための文化・スポーツ振興を目指して協議を進めている。教員の働き方改革は、部活動改革を進める上での副次的な効果として期待され、協議会の中でも子どもたちを中心に議論している。

8 主な質疑応答

問 児童・生徒及び保護者に周知する中で、不安や反対意見などはあったか。

答 昨年11月に説明会を3日間行った。30分説明した後で1時間半の質問が続き、反響は大きかったがおおむね理解された。その中で、低廉な活動費と困窮家庭への支援、移動手段、指導者の質の確保、吹奏楽の楽器の購入・管理・練習場所の問題などについての意見が多くかった。

問 競技志向の高い団体やレクリエーション的な団体など、いろいろな団体が登録されると思うが、部活動の大会で優勝を目指していた生徒などは、自分の目的に合う団体を見つけて参加するということか。

答 そのようになる。センターへの登録は、まだ準備期間であるがスポーツで60団体、文化で40団体あり、他にも検討中の団体がある。競技性の高い団体から、レクリエーション的で競技人口を増やしたい団体まで、多様なものができると考えている。団体によって大会への参加の在り方はいろいろあるため、子どもたちと保護者に選んでいただくようになる。

- 問 吹奏楽部などで実践研究が行われていたと思うが、その成果と課題、今後の計画などはあるか。
- 答 令和3年度から実践研究を行っており、最初は教員の働き方改革を念頭において、土日に地域の指導者に入ってもらったが、それでは駄目だと気づいた。指導者は土日に所属する団体の練習を抜けてまで中学校には来ないことが分かった。そこで、指導者を探すのではなく、団体ごと確保して中学生を受け入れていただくよう発想を変えた。
- 問 全国の自治体では、土日の部活動をどうするか悩んでいるところだが、いきなり全部を変えるという、その原動力はどこからくるのか。
- 答 土日に指導者が変わるだけでは部活動の数も変わらず、多様なニーズに応えられない。最終的には平日も地域移行するため、児童生徒数が減少している中、時間をかけてやるよりも、1回で改革した方がいいという教育長の強い思いがある。
- 問 地域クラブに登録を予定している団体は、どういう団体が多いのか。
- 答 スポーツは、やはりスポーツ少年団が1番多い。特に小学生と中学生で規格が変わらない柔道、剣道、空手などの団体が多い。補足すると、これらの競技はすでに部活がないため、現在も中学生を受け入れて活動している団体である。他にも総合型のクラブやNPO法人としてクラブを立ち上げる団体などがある。文化の方は、今まで学校部活動になかった種目を広げたいという強い思いを持っている団体がある。囲碁、将棋、美術、茶道、パッチワークなど様々であり、日頃から大人を相手に活動しているが、後継者不足が課題になっている。
- 問 地域クラブに登録する団体に対してどのようにアプローチしたのか。
- 答 地域クラブの運営事務局である文化振興財団とスポーツ協会内に、今は仮称であるセンター業務を委託して2年目になるが、そこで個々の団体に説明している。団体の立ち上げを希望する者には、その支援もしている。文化は市内に500以上の団体があり、委託業務の中でアンケート調査のほか、対話形式でワークショップなどを取り入れながら関係を構築している。令和7年度以降は、委託ではなく補助金という形にして、文化、スポーツの振興にかかる本来業務の一環としてセンター業務に取り組んでもらう。

- 問 市や教育委員会は、あくまでもサポート体制ということになるのか。
- 答 文化振興財団を中間的な役割に位置づけて、市民と財団、そして市が連携して取り組んでいる。市は財団の取組をしっかり支援するパートナーの関係。スポーツも同じであり、協会下部組織の各競技団体にとらわれないいろいろな種目の関係者とつながりを構築し、市民のニーズに応えていく。教育委員会は手を放すのかと言われることもあるが、子どもたちの参加状況を確認することと、教育の質の向上を推し進めていく。
- 問 13の中学校区に設置する（仮称）しゅうなんコミュニティ・クラブは、どのように運営していくのか。
- 答 実証事業を始めたばかりで課題も多く、どう運営していくか明確な答えは見つかっていない。このクラブの目的は、子どもたちが移動しなくてもできる活動の場を設定することと、子どもたち自身が活動を考え、つくっていくという学びの場をつくること。この辺りを大切にしながら、どうつくっていけばいいか検討している。
- 問 地域クラブを様々な団体にお願いすると、子どもたちの怪我やいじめ、指導者によるハラスメントなどの問題が起こった場合に、行政としての対応や責任の所在をどう考えているか。
- 答 責任の所在は各団体であり、基本的には各団体で責任を持って指導してもらうことにしている。問題のある団体については、保護者も消費者の目線で見ていくため、参加者が減って淘汰されていく。団体に関する相談は、センターが窓口となり対応することにしている。
- 問 各団体に対して研修や助言を行うなどの協力体制はあるのか。
- 答 指導者については、質を確保するために研修の機会を提供していきたい。市の方針や思春期の子どもたちがどういうものか、基本的なところを理解することが重要と考えている。
- 問 伝統のある運動部活動もあり、誇りをもって指導している先生方もいる。また、それを大切にしている生徒や保護者もいると思うが、その人たちは、そういう団体を登録して活動することになるのか。

答 先生方は、もう既に団体をつくっている方も複数いる。指導の考え方が一致している先生が集まっている。

問 登録団体の中に利益を追求する者がいると、これまで教育の一環として行われてきた部活動の色合いが変わると危惧する。教育委員会として何か線引きできるのか。

答 登録団体の要件としては、多くを設定せずにいろいろな団体が登録できることにしている。教育的な考えをもって取り組んでいる団体もあり、競技人口を増やすチャンスと捉えている団体もある。まずはいろいろな団体が入ることが大切と考えている。

問 新しく立ち上げた団体などは、まず道具を揃えるのが大変で、補助金などを出していると思うが、競技によっても大きく異なるところで、団体により金額に差をつけることの問題もある。これについてはどう調整しているか。

答 道具については、部活動で使用するものと授業で使うものを整理している。部活動だけで使っていたものは、新しく立ち上がった団体などに譲渡することを検討している。補助金については、スポーツ振興や文化振興と考えると、中学生を対象とした団体だけに支援するのは、説明が難しい状態になるため、現在検討中である。

問 新しく立ち上げた団体の活動場所の手配について、何か考えていることはあるか。

答 スポーツに関しては、新しく立ち上げた団体にだけ活動場所を紹介すると、スポーツ振興の観点からは、なぜそこの団体だけということになるため、個別の相談には応じていない。現在、学校施設の空き状況を見る化するシステムを構築中である。文化については、音楽室など校舎の中にある教室に入るため、セキュリティの問題がある。先生がいない時間帯に、どの学校のどの部屋なら外部の人が入ってもいいかを調整している。また、公共施設以外の情報を集めて、事務局であるセンターが把握して対応する準備も進めている。

問 指導者の確保ではなく、団体の方に参加していくという学校単位を超えた広い枠組みでやろうとした考えを確認したい。

答 アンケート調査の結果、市内外問わず学校部活動以外の活動に参加している生徒

が一定数いる。小学生では週に3つぐらいの習い事をしているケースもあり、中学生もそれに近づけていくことをイメージして進めている。

問 指導者は、資格を持った人が指導に当たるのか。

答 指導者の資格は特に求めないが、中体連の大会に参加する場合は、競技ごとに必要な資格等があると思うので個別に対応してもらう。

問 地域クラブの活動計画と活動実績は誰が確認するのか。

答 地域クラブでは、活動状況をセンターが把握していくことになる。一方で、中学校の担任は、子どもたちの活動を個別に把握する。何か悩み事があれば、外部の活動であっても相談に乗って、保護者と連携を取ることにしている。

別紙2 《調査概要》

奈良県生駒市

生駒市新たな地域クラブ活動の推進について

1 生駒市の現状

面 積： 53.15km²

人 口： 118,139人（令和4年3月末現在）

中学校数： 8校

生 徒 数： 3,096人

部 員 数： 2,233人（加入率：72.1%）

地域移行の受皿組織

○一般財団法人生駒市スポーツ協会

- ・平成21年 市体育協会を法人化して名称変更
- ・平成22年 市スポーツ施設指定管理者
- ・平成25年 総合型地域スポーツクラブ「いこ増ッスルクラブ」設立

○一般社団法人リトルパイン総合型地域スポーツクラブ

- ・平成27年 設立

上記団体は、自主的で自立した公益組織であり、これまでスポーツ施策を進める中で常に連携して取り組んできた。学校部活動の地域移行に当たっても自然な流れで受皿組織となった。

2 地域移行に対する考え方

元々は先生の働き方改革から始まっているが、少子化による生徒数の減少などから部活動の数が減少しており、生徒のスポーツ環境が確保できなくなっている。生駒市では、子どもたちに自分の好きなスポーツを続けてもらう手段の一つが地域移行であり、これをすることによって、いずれは先生の働き方改革につながるものと捉えている。

3 地域移行・地域連携を進めるためのキーワード

最も大切なことは「生徒のために…、生徒が主役」であること

(1) 部活動顧問の協力

学校部活動は、子どもたちの心身の成長を促し、教員の熱意や教育的背景によって支えられてきた。地域クラブでは、その競技の発展が一番の目的となり、青少年の健全育成に寄与する一面もあるが、その競技中心に変わっていく。この移行期間は、平日の学校部活動はなくならず、地域移行が進んでも教員の協力は不可欠である。生駒市では、指導者を地域で全部賄うことは不可能なため、兼職兼業制度により教員に地域人材として活躍してもらう場を設けたいと考えている。

(2) 学校体育施設の有効活用

生駒市では、地域クラブを安定して運営するためには、施設の確保が重要であり、学校部活動で使っていたところを使い続けることが大切と考えている。学校体育施設開放により既存利用団体がある場合も多く見られるが、地域移行した際の開放ルールの見直し（抽選制、有料化、利用時間など）、受皿組織による公益事業の展開など、施設の有効活用のための課題があり、総合型地域スポーツクラブを指定管理者とする管理運営体制も一つの方法として望まれる。

(3) 各競技大会運営組織の新たな枠組み

現在の中学校体育連盟の大会などは、学校部活動単位の参加が多いが、地域クラブの参加も可能になっている。そのため、今後は大会要項の見直しなど新たなルールづくり、新規参入団体への周知、組み合わせ業務などの負担増加が見込まれる。現在は先生が中心となってやっているケースが多いため、生駒市では、各競技団体や総合型地域スポーツクラブに委託するなど運営組織を見直す必要があると考えている。

(4) ワンストップ支援

地域クラブ活動を適切に推進するためには、運動部と文化部の一元管理が望ましいことから、生駒市では、ワンストップ支援体制を構築している。スポーツ振興課、教育委員会、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、吹奏楽関係団体、文化芸術団体から構成し、総合型地域スポーツクラブの運営に携わっていた人材をコーディネーターとして1名配置している。ワンストップ支援では、研修会などの情報発

信、各学校からの情報集約、生徒や学校からの各種相談窓口、指導者派遣などのコーディネートを担っている。

(5) 運営経費の捻出

地域移行に伴う運営経費シミュレーション（生駒市積算、1年分）

部活数	69 部	指導者数	200 人	部員数	2,233 人	部費/月	3,000 円
-----	------	------	-------	-----	---------	------	---------

【支出】

区分		部活数	単価 (円)	人数	時間	週	月	金額
謝金	指導者	—	1,600	200	4	4	12	61,440,000
	事務局	69	1,000	1	4	4	12	13,248,000
交通費	指導者	—	600	200	—	4	12	5,760,000
保険料	部員	—	1,450	2,233	—	—	—	3,237,850
	指導者	—	1,850	200	—	—	—	370,000
施設使用料								
振込手数料	—	330	200	—	—	—	12	792,000
運営費(消耗品費等)	69	30,000	—	—	—	—	—	2,070,000
							合計	86,917,850

【収入】

保護者等負担内容	単価(円)	月(ヶ月)	人数(人)	金額
保険料	部員	1,450	—	2,233
	指導者	1,850	—	200
部費(月額)	3,000	12	2,233	80,388,000
			合計	83,995,850

【収入－支出】 -2,922,000

上の表は、生駒市で土日に活動している69部が地域移行するとして、安全管理を含めて必要な指導者数を200人とし、週1回4時間活動した場合の1年分の経費を試算したものである。直接的な経費を単純計算したもので約8,700万円もの運営経費がかかる。保険料を自己負担とし、月額3,000円の会費を徴収した場合、収入は約8,400万円となり、市の負担は約300万円ということになる。なお、会費については、アンケートの結果から3,000円が限界と考えている。

上記のほか事務局経費として、コーディネーターの人事費、地域部活動推進協議会運営費、経済的困窮世帯等支援費、指導者育成研修会などの経費が必要となる。

生駒市では、会費の額、活動時間及び日数をいろいろなパターンでシミュレーションしており、何らかの公費投入が必要と考えている。現在は国の実証事業があり、補助金を活用しながら運営している。

4 新たな地域クラブ活動

(1) 主体組織

地域クラブの活動団体を「受皿」と呼んでいるが、「受皿」と言っている間は、あくまでも行政主導であって、地域移行とは言えない。いずれは「受皿」ではなく、自分たちの仕事と受け止めてもらう必要があることから、生駒市では「実施主体」と言うようにしている。「実施主体」は、地域に根差して活動している公益的な団体が相応しく、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設の指定管理者などに協力してもらっている。部活動改革は地域スポーツ体制の改革とも考えられ、子どもたちの持続可能なスポーツ環境をつくるため、多様な地域組織の連携により、新たな地域スポーツ体制の構築を目指している。

(2) 新たな地域クラブの創設

生駒市では、現在の部活動を全部、初めから地域移行することは無理だったため、まずは、これまで中学校部活動になかったラグビー、レスリング、水泳、ゆるスポーツ、ボッチャなどでモデルクラブを創設し、体験イベントなどを通じて競技や種目の選択肢を広げ、多様なクラブ活動とすることから始めている。最終目標は、全ての部活動で平日も含めた地域移行となるため、校区を超えて同種目部活動の統合もしていくかなければならないと考えている。

(3) 現状把握の必要性

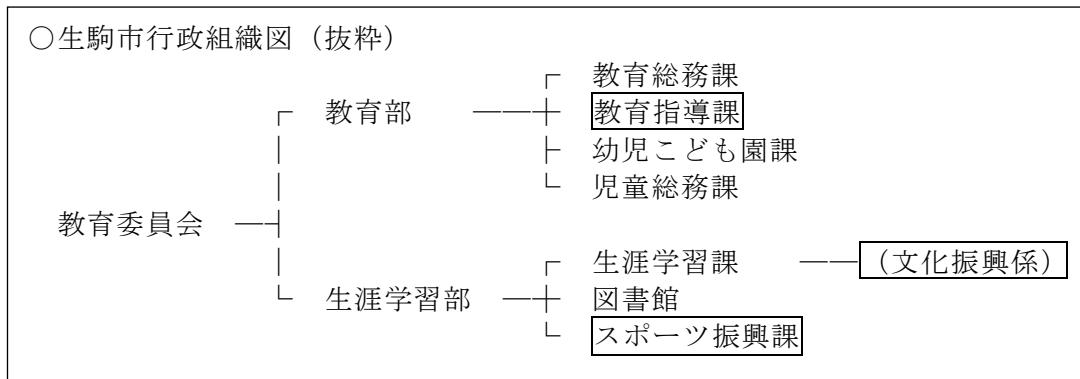
地域移行に当たっては、現在の部活数と部員数から統廃合は必要か、合同部活動の場合は拠点校をどうするか、地域でくくるか、競技でくくるかなど、いろいろな方法がある。そして幾つくるか、この数を把握しないと必要な指導者数が分からず、予算も組めず事業化ができない。生駒市では、中体連の専門部（サッカー、バスケットボールなど全部）にヒアリングをして、運動部は30クラブ必要という結果になった。元々は55部（文化部を入れて69部）くらいあったため、約半数となっている。まずは自治体主導で進めていき、地域別、競技別に実施主体を考える必要がある。

(4) 生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会

生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会は、スポーツ振興課に事務局を置き、教育委員会、一般財団法人生駒市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、体育施

設指定管理者、吹奏楽関係団体、文化芸術活動団体等の代表者で組織し、「新たな地域クラブ活動推進事業」に取り組んでいる。各団体の代表者は会長クラスではなく、実務者が集まっている、会長は現場をよく理解する教育長が務めている。教育長が自らトップに立ち、新たな地域クラブの構築・管理・運営について様々なことを考え、実施する組織となっている。

生駒市のスポーツ振興課は、教育委員会に配置されており、部活動の地域移行に向けて教育部と生涯学習部が一体となって推し進めている。部活動を出す側と受ける側が連携して考えることが、地域移行を進める上で一番大切なことと考えられる。



5 4 T 部活動

地域クラブでは、会費が必要なことや近くに通えるクラブがないことなどから、部活動離れが生じる可能性がある。子どもたちの持続可能なスポーツ環境を整えるための地域移行によって部活動離れが起きては元も子もない。そこで生駒市は、「多世代」、「多種目」、「多志向」、「多様性」の4つの多（T）を目的とする4 T部活動をつくっている。生徒が中心となって、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体がサポートしながら、保護者や兄弟姉妹、障害を持つ人などの地域住民を巻き込んで、様々なスポーツや文化活動をワイワイ楽しむことを目的とする部活動である。ここではいろいろなスポーツを小さな子から保護者まで一緒に楽しんでいるが、決められたルールはなく、自分たちが楽しむために自分たちでルールを決めている。ボードゲームやオセロ・将棋など文化系のものも置いてあり、なんでも楽しむ4 T部活動を目指している。

6 地域移行・地域連携の準備

①持続可能なものとするためには、実施主体（受皿）の育成や支援が欠かせない。教育委員会が直接行う場合、指導者の謝金なども教育委員会が手続きすることになる。現状においてそれは不可能であり、生駒市では、受皿団体をしっかりとつくるそこ

に委託している。

- ②地域移行後は、事故があった場合に地域団体が責任を問われることになるため、地域団体の法人化や保険加入が必要となる。法人でない場合、個人に高額の賠償責任が問われる可能性がある。
- ③生徒や保護者に地域移行の内容を周知する。
- ④地域移行のタイミングは、新年度からか、総合体育大会が終わって代替わりするときか、地域の事情に応じてその他の時期とするか。
- ⑤地域移行するとクラブチームのような名前に変わることが多い。ホームとアウェイ用のユニフォームをどうするか。
- ⑥大会の参加費、勝ち進んだ場合の旅費をどうするか。現在はPTAからの支出や市の補助金があり、地域移行後も同様の対応ができるか。
- ⑦平日の地域移行の需要はあるか。回数、時間、場所などの活動方針をどうするか。
- ⑧学区の範囲を超えたときにPTAの協力は得られるか。企業版ふるさと納税の活用など。

7 主な質疑応答

問 土日の地域移行だけでもこれだけお金がかかるという話で、今まで教員が無償でやっていたことをやるので当たり前ではあるが、平日も移行するとなるととんでもない額になると思うが。

答 世界的には、週に4回も5回もスポーツをする国は少ない。成長期にやりすぎると大事な時期に潰れてしまうので、週3回くらいにして休みながらでいいと思っている。日数が減った分は謝金の額も減るので、そういう工夫をする必要がある。今までと同じことをしていてはお金も足らないし、子どもたちが持続可能でスポーツを楽しむ環境が維持できなくなる。

問 吹奏楽は他と違う特殊な事情があるとのことだが、地域移行するための計画や方針などはあるのか。

答 吹奏楽は、教える人、やっている人は多いが、これをマネジメントできる人がいない。令和3年と4年に国の実証事業を行ったときは、総合型地域スポーツクラブが受皿になっていたが、ここはお金とか運営のマネジメントはできても、指導者のマネジメントはできない。協議会メンバーに県の吹奏楽連盟の理事長が入っていて、いろいろ模索しているが、吹奏楽連盟として前向きに考えることになっている。

別紙3 《調査概要》

北海道旭川市

学校部活動の地域展開について

1 旭川市立中学校における部活動の状況

設置校数：全25校中24校に部活動を設置

設置部活動数：運動部170 文化部65

加入率（令和6年度）：全生徒数7,129人

　　＜運動部＞加入数3,696人 加入率51.8%

　　＜文化部＞加入数1,770人 加入率24.8%

　　＜合計＞加入数5,466人 加入率76.7%

部活動指導員：令和元年度より部活動指導員を配置

　　令和7年度は13校に24人の部活動指導員を配置

　　時給1,600円、1人当たり199時間配当

2 令和5年度に実施した実証事業

旭川市では、初めにスポーツ教室という形で、学校の部活動とは切り離し、外部に活動の場を設けるため、スポーツ団体と連携し、中学生を対象としたスポーツ教室を休日に実施した。

(1) スポーツ教室

　　レスリング、陸上、卓球、スキー、バスケットボール、バレーボール、ニュースポーツ等

(2) 協力団体

　　各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、大学、プロスポーツチーム

(3) 実施内容

- ・9月から1月までの間、主に土日を利用して9競技28教室のスポーツ教室を開催
- ・受益者負担について検証するため、各教室ごとに参加料を設定
- ・協力団体が参加料の徴収、申込受付を担当
- ・事業終了後に参加した生徒や保護者を対象にアンケートを実施し、情報を収集

3 令和6年度に実施した実証事業

市内の中学校からモデル校を3校選び、モデル校になったうちの1つの部活動に対して、外部の指導者を派遣し、土日をメインに指導を依頼して実施した。

(1) モデル校

中央中学校（女子バスケットボール）、光陽中学校（陸上競技）、愛宕中学校（女子バレーボール）

(2) 外部指導者

旭川市立大学、道北陸協、ビーチバレー元日本代表の指導者

(3) 実施内容

- ・10月から2月まで土日の練習をメインに実施（一部平日実施）
- ・受益者負担の観点から、各部活動からは、参加費用として月1,000円の負担
- ・公平性を考え、市からは各部活動に対して参加費用相当額の備品を提供
- ・外部指導者には、時給1,600円の謝金
- ・事業終了後に、外部指導者、生徒、保護者、部活動顧問を対象にアンケート調査を実施

4 令和7年度に実施予定の実証事業

令和5年度の学校の外に活動の場を設ける方法（教室方式）と令和6年度の学校の部活動の一部に外部指導者を派遣する方法（モデル校方式）の2つの内容を並行して実施する。

(1) 教室方式

- ・各スポーツ団体に対して、教室開催の可否について調査を実施
- ・活動拠点等を有している団体を中心に教室開催について協力を依頼
- ・事業終了後も競技を継続できるようなきっかけづくりを目指す

(2) モデル校方式

- ・実態を把握するため、事前に学校に対して、指導の上で悩みがある部活動があるかどうかのアンケートを実施
- ・学校へのアンケートと並行して、市内のスポーツ団体に対して、どの程度指導者の派遣について協力可能かアンケートを実施
- ・指導に課題を抱える部活動に対して指導者を派遣
- ・指導者の確保について、持続性のある仕組みづくりに向けた取組を目指す

(3) 実施内容

①教室方式

- ・事前調査により、指導者確保のできる団体を把握
- ・既に練習拠点等を確保している団体と協力し、スポーツ教室を開催
- ・部活動にはない全く新しい競技も導入（ボウリング教室）
- ・各団体は、既に教室や練習会を開催しているため、興味をもった生徒は事業終了後も競技の継続が可能

②モデル校方式

- ・人材の確保、関係者間の連絡・調整などへの協力を総合型地域スポーツクラブに依頼
- ・困難が生じている部活動に対して、指導者の派遣を持続的に行える仕組みづくりに着手
- ・学校への調査によりサポートを希望している部活動を把握し、ピンポイントで適切な人材を派遣

5 実証事業を行ってきた中で見えてきた課題

実証事業を行ってきた中での課題として、調整面において市の働きが大きいため、今後、持続的に地域展開の方法を検討していくに当たっては、指導者の派遣等について、学校と市の間に入り、学校側の意見を受け取るような第三者機関を設けて実施したいと考えている。現在、部活動に課題がある学校に対して、指導者を派遣できるよう総合型地域スポーツクラブと調整しているところである。この実証事業を進めることによって、部活動地域展開の形の一つとしての可能性を模索している。また、指導者の確保、活動場所の確保、受皿となる団体、移動手段、受益者負担の部分も課題であり、実証事業を行ながら検討を行っている。

6 庁内の推進体制

主に教育指導課とスポーツ推進課が連携をしながら、地域展開の方法について検討している。学校との調整や全体の方向性などは、教育指導課で担い、運動部活動の地域展開や実証事業等に係る部分については、スポーツ推進課が中心となって担っている。また、文化部については、文化振興課が担っており、それぞれ連携をしながら取り組んでいる。

7 部活動の地域展開ロードマップ

(1) 令和5年度

- ・部活動指導員の配置（8校14名）
- ・国の委託事業を活用した実証

(2) 令和6年度

- ・部活動指導員の配置（10校21名）
- ・外部指導者リストの作成及び学校への提供
- ・国の委託事業を活用した実証（バスケットボール、バレーボール、陸上競技）

(3) 令和7年度

- ・部活動指導員の配置（13校24名）
- ・外部指導者リストの作成及び学校への提供
- ・国の委託事業を活用した実証

(4) 令和8年度～令和10年度

- 【短期目標】一部部活動の休日における地域展開の実施及び拡大
- ・部活動指導員の配置・拡充
 - ・部活動指導者リストの作成及び学校への提供
 - ・地域展開に向けた部活動指導体制の見直し（部活動指導員の有効活用等）
 - ・部活動と地域指導者との効果的なマッチング方法の検討
 - ・地域展開の受皿の確保に向けた取組の継続
 - ・地域学校協働活動の活用

(5) 令和11年度～令和13年度

- 【短期目標】令和8年度から令和10年度の実施状況を踏まえ目標を設定

(6) 目指す姿

地域全体で、市内の子どもたちが持続的にスポーツ・文化活動に親しむことができるよう環境を整える。

8 主な質疑応答

問 令和5・6年度と実証事業を行っているが、令和6年度の外部指導者を招いてのモデル校方式での課題について伺う。

答 令和6年度は、モデル校が3校であり、質の高い指導者で実証事業を進められたが、今後広めていくに当たり、質を求めた指導者の確保が難しいと感じている。令和7年度に第三者機関として指導者の確保に取り組んでくれる機関が出てきたところであるが、指導者を集約して確保するシステムがないことが課題である。

- 問 外部指導者について、市として想定している基準はあるか伺う。
- 答 指導力だけでなく、緊急時の対応面や報酬などの基準を市で決めなければならぬと思っているが、様々な競技がある中で、一律に基準を決めるることは難しいと思う。なるべく形式的に判断できるようにと考えているが、何か問題があることも想定されるため、今後、検討が必要だと考えている。
- 問 貴市の取組状況を確認したところ、今後の方向性において、令和8年度以降にモデルケースの事業実施予定、モデルケースの拡充、段階的な地域移行とあるが、令和8年4月から部活動は、地域に完全移行するという目標があると思うが、どのような考え方なのか伺う。
- 答 これまで令和7年度までが改革推進期間であったが、今年の5月の国の検討会議において、令和8年度から令和13年度までが改革実行期間となった。そのため、この3年間で取り組んできたことも含めて、令和13年度までの間に進めていくと考えている。旭川市の場合、学校の生徒数も多い等、状況に応じた対応をしていかなければならないと考えている。市としては、課題がある部活動から対応していく必要があると考えているため、現時点では令和8年度から全ての部活動を地域展開するところまでは考えていない。
- 問 毎月1,000円ずつ集金して、指導員には時給1,600円で年間199時間配当とした場合、半年経たずに指導員の時間数が上限になってしまうと思う。また、指導員はボランティアで大会にも帯同して、交通費についても自己負担をしているのが現状であると思うが、交通費も含め、現時点でどう考えているのか伺う。
- 答 部活動指導員については、時給1,600円で1人当たり199時間配当ということで今年度進めており、国と北海道と旭川市で3分の1ずつ負担の支出となっている。大会には部活動指導員は引率できるが、交通費については支出しておらず、あくまで指導に対して1時間当たり1,600円ということで支出をしている。また、199時間配当では到底足りない部分もあると思うが、足りない部分は指導員の方のご厚意で指導していただいている状況である。
- 問 指導員が少数の場合、指導員のモチベーションは高いと思われるが、外部指導員を多数いれた際の懸念として、練習は指導するが、大会は帯同しないということも想定される。指導員の質など検討状況があれば伺う。

答 現状、検討している状況はないが、部活動指導員の任用条件を定めており、学校長が適格と認めた人材、専門性や人間性等についても条件となっている。これまで部活動の指導などの経験がある方を部活動指導員として任用している状況があるため、各学校からの相談はない。また、部活動指導員を任用するに当たって、オンデマンドで研修を実施しているため、指導者の質については今後も確保していくよう努めていく。

問 教育指導課とスポーツ振興課が主として地域展開に取り組んでいると思うが、指導員の確保、場所の確保、費用負担、財源の確保等、今後、モデル事業に伴い、いろいろなことが増えてくると思う。主とした窓口は1つあるのか伺う。

答 現時点では、連携して取り組んでいる。スポーツ団体に対する対応や指導者の関係はスポーツ推進課、学校現場の問題の関係については、教育指導課が取り組んでいる。将来的には役割分担ではなく、主とした窓口でまとめて取り組むことも考えており、今後の課題である。

問 運動が苦手な子の受皿をどのように考えているのか伺う。

答 国が示しているものの一つの形として、部活動の競技力を高めるというところが一番に置かれていることであるが、気軽にスポーツを楽しめるような場を提供するということも一つの形として示されている。そのような経緯から、令和5年度にニュースポーツということで、中学生の部活にも無く、競技力に限ったものではないボッチャに取り組んだ。今年度については、ボウリングを取り入れており、やりたいときに少し体を動かせるような場も提供していきたいと考えている。

問 令和5年度に教室方式として協力団体、令和6年度にモデル校方式として外部指導者ということで、実証事業をしていると思うが、令和5年度に取り組んだ実証事業は令和6年度、令和7年度と継続して取り組んでいるのか伺う。

答 令和5年度に実施した実証事業については、教室であり、特別に各団体に協力して実施したため、継続性はないが、元々チームを持っている団体もあったため、興味を持って継続している中学生もいると思われる。また、令和6年度の外部指導者を派遣する実証事業についても継続性はないが、令和5年度にあったスポーツ教室でお願いした団体から令和6年度の外部指導者の派遣を行っている。令和7年度は、令和5年度と令和6年度に行った取組を同時に実施し、今後の形につなげていきたいと考えている。

- 問 実証内容の成果として、アンケートを取っており、評判は良かったと思うが、継続して取り組むとなった際に、感じていることがあつたら伺いたい。
- 答 年度内での教室であったため、評判は良かった。学校は変わってしまう可能性はあるが、令和7年度に指導者の派遣が2年連続となる。また、教室についても形を変えながら続けていくような形ができると思うので、継続して取り組んだ場合の情報については今年度以降となる。
- 問 平日の取組について、貴市で取り組んでいることもしくは今後取り組んでいきたいことについて伺いたい。
- 答 国は休日を先行して取り組むように言及しているが、旭川市では休日に限定する必要はないと考えている。学校や生徒、指導者の方が、状況によってはいつでも構わないということから、これまでの実証事業についても限定することなく行っている。休日だけの限定になると、試合のときだけ指導者が来ているということにもなりかねないので、平日も含めてと考えている。
- 問 ニュースポーツを取り組む場合、部活動に関する取組をさらに広げるということになるが、今後どのような体制づくりを考えているのか伺いたい。
- 答 今年度の実証事業において、総合型地域スポーツクラブに指導者の派遣等について依頼することとなる。スポーツ団体に近いところが全体を取りまとめるような体制が必要であると考えており、令和7年度の実証事業において今後出る課題を踏まえながら、団体・市・学校の間に入ってくれる組織づくりが有効であると考えている。
- 問 保険の問題や試合の取り組み方など含めて、第三者機関で取り扱っていくことを考えているのか伺う。
- 答 事務的のことは、市から切り離してと考えており、スポーツ業界にも影響力があり、事務的な部分も担っていただける組織が理想的である。実証事業の中でも、事務的な作業を可能な範囲で任せられないかということで考えている。
- 問 平日についての取組についても、運営団体として検討している第三者機関を通じてやり取りをしていくと考えているのか伺う。
- 答 平日も土日も関わらず、運営団体が、指導者と学校の間に入って、指導者の派遣

等について調整できるようにと考えている。また、土日だけだと試合のみとなってしまうため、そうならないように関係者間で調整できる形にしていきたいと考えている。

問 平日と休日は分けて取り組むという考え方はあるのか伺う。

答 1つの部活動に対しての指導者の派遣は、月4回から5回程度と想定しており、平日、休日は問わず、毎週1回程度の割合で指導者を派遣するよう調整することを考えており、シフトづくりのようなイメージで考えている。

問 中学校の教職員について、土日において、子どもたちのために部活動を指導したいと考えている熱意を持った先生はどの程度いるのか伺う。

答 国で地域移行を進めるとなった令和3年に、1回調査を行っている。その時点では、市内の全教職員のうち4割程度は土日の指導に携わりたいという状況があった。最新の情報については、今年度または来年度に再調査することを検討している。

問 旭川市は吹奏楽が盛んなまちであるが、吹奏楽部の地域展開について、現状と今後の計画について伺う。

答 吹奏楽部については、文化系部活動となり、旭川市では社会教育部文化振興課で担当している。吹奏楽については、練習場所や楽器の問題等、地域展開が非常に難しいと考えており、進捗が難航している。

問 吹奏楽部について、外部指導員は派遣されているのか伺う。

答 部活動指導員としては、吹奏楽部には派遣はしていない。ただし、教育委員会で部活動指導員とは別に、ボランティアの外部指導者のリストを作成しており、その中で吹奏楽を指導できる方に登録をしていただいている。

問 各学校の吹奏楽部の先生から、地域展開の方法に関する意見はあるのか伺う。

答 意見は特に挙がってきていない。吹奏楽は、専門性が高いということもあり、熱心に指導をしている先生が多いため、自ら指導するという気持ちで取り組んでいる状況である。

別紙4 《調査概要》

北海道伊達市

学校部活動の地域展開について

1 現状

伊達市では、生徒数500名弱の伊達中学校と250名弱の光陵中学校、4名の極小規模校大滝徳舜高等学校（小中学校）の3校が存在する。近隣他市町村の中学校ほどではないが、伊達中学校、光陵中学校では、団体種目の部活動を維持することが難しくなってきており、野球、女子バレー、女子バスケットボールについては、なんとか両校に存在しているが、伊達中学校にあったソフトボール部、サッカーチームは令和5年度に廃部。男女バスケットボール部においては、学校枠を外し、他校からの入部を可能とする拠点校方式を取り入れ、陸上、卓球部については、両校合同練習としている。部活動の地域展開の状況は次のとおりである。

（1）文化部活動

		休日（完全展開）			平日の状況		
		地域指導者	兼職兼業	備考	地域指導者	顧問	状況
伊 達 中	吹奏楽	1～2人	1人	地域指導者 不定期派遣	派遣	週4日	
	美術				派遣	週3日	
	科学				派遣	週3日	
	P C				派遣	週3日	
光 陵 中	吹奏楽	1～2人	1人	地域指導者 不定期派遣	派遣	週4日	
	文化科学				派遣	週3日	
大 滝 徳 舜 高等 学校	P C				派遣	週3日	

(2) 運動部活動

		休日（完全展開）			平日の状況			
		地域指導者	兼職兼業	体制	地域指導者	顧問	合同 地域指導者	状況
伊 達 中	陸上	1人	2人	合同		週1日	週3日，1人	
	卓球	5人	1人	合同	週2日，1人	週2日		
	バレー ボール	1人	1人		週2日，1人	週1日	週1日，3人	
	バドミントン	3人	1人		週4日，3人	週0日		完全 展開
	テニス	3人	1人		週3日，1人	週1日		
	野球	1人	1人		週3日，1人	週1日		
	バスケット ボール	1人	2人	拠点		週4日		
光 陵 中	陸上	1人	0人	合同	週1日，1人	週0日	週3日，1人	完全 展開
	卓球	5人	1人	合同	週2日，1人	週2日		
	バレー ボール	1人	1人			週3日	週1日，3人	
	バドミントン	1人	1人			週4日		
	テニス	1人	2人		週3日，1人	週1日		
	野球	1人	1人		週3日，1人	週1日		
	バスケット ボ ール	伊達中		拠点		週0日		完全 展開
大 滝 徳 舜 智	バドミントン	2人	2人		週1日，2人	週3日		
	バスケット ボール	伊達中		拠点		週2日		
S C 藍	剣道	3人		道場	週3日，3人			完全 展開
	柔道	3人		道場	週3日，3人			完全 展開

2 地域移行・展開におけるこれまでの経過

(1) 令和3年度

- ・プロジェクトチームを編成
- ・関係団体への説明、理事者協議、専任職員の人選

(2) 令和4年度

- ・専任職員を1名配置し、先進地視察、実施説明会等開催
- ・学校及び保護者説明会の実施

(3) 令和5年度

- ・伊達スポーツクラブ藍 設立
- ・専任職員2名配置
- ・全11種目18部活で休日の完全移行を実施
- ・剣道・柔道部の平日の完全移行実施

(4) 令和6年度

- ・全9種目16部活で休日の完全移行継続、平日の移行を拡大
- ・授業時間を活用した「ゆる部活」の展開
- ・全体の費用徴収額の検討、調整

(5) 令和7年度

- ・生徒の生活リズムを変えない平日地域移行の拡大
- ・文化部の休日移行

3 伊達スポーツクラブ藍の概要

(1) 設立目的

「地元指導者、民間指導者による生徒への専門的な指導の実施」、「教職員の休日の部活動指導の時間削減」、「団体競技維持に向けた合同練習の取組」という地域移行に向けた3本の柱のもと、「深刻な少子化による部員の減少」、「顧問教員の過重負担」、「スポーツ団体や地域指導者と学校との連携不足」、「中学生の体力低下」の4つの中学校部活動の課題に対応するため設立した。

(2) 運営体制

事務局：コーディネーター2名（1名：全体統括、1名：事務担当）

※総合体育館内に設置し、コーディネーターはスポーツ協会業務も兼務

(3) 組織

組織の特徴としては、役員が4名おり、各学校の校長と事務局長が担っている。校長を役員としている理由は、スピード感をもって取り組みたいということや校長のリーダーシップを職員や地域にも示す機会としたいためである。また、各学校に連絡調整する部活担当者を3名配置している。

(4) 活動内容

部活動の地域移行の受皿として、各学校の部活動のサポート、支援役として、指導者の待遇改善、体制支援、競技力向上を図っている。伊達スポーツクラブ藍が強引に地域移行を進めるということではなく、学校体制重視、生徒重視のもと進めている。

なお、部活動の地域移行・展開については、教員の働き方改革の一貫でもあり、学校自身のことでもあることから、まず各学校が活動、行動をし、その上で地域にお願いするという姿勢を取るようにしている。夏季休業中における部活動指導については、時間外指導ではないこと、地域に依存し過ぎないようにするために、基本的には学校側が対応している。

4 各部局の役割等

市から委託し、伊達スポーツクラブ藍が実務を担っており、各部局の役割分担については次のとおりである。

(1) 生涯学習課（教育委員会）

委託事業契約関係、予算関係、渉外的な対応、施設利用対応、中体連関係補助金対応、活動の支援・指導

(2) 学校教育課（教育委員会）

保護者負担額の調整、スクールバスの調整、部活動の在り方検討、校長会との協議、活動の支援・指導

(3) 財政課（市長部局）

予算面での支援

5 地域移行・展開における伊達スポーツクラブ藍の主な取組

(1) 休日の部活動巡回、週1回のホームページの更新

休日の部活動について、活動の巡回を実施して、直接指導者と情報交換をしており、指導者の意見や要望をクラブ運営に反映している。また、毎週、定期的にホームページを更新し、活動の様子や連絡事項等を情報発信することにより、必要書類のダウンロードによる提出等、事務局の事務量を低減している。

(2) 若手・女性指導者の確保

長期のクラブ運営や指導を考慮し、比較的若い指導者を多く登録している。また、半数が女子生徒であることから、女性指導者を積極的に登録しており、女子生徒のいる部活にはほぼ女性指導者を配置している。指導者の登録については、質の問題もあるため慎重に判断している。

(3) ゆる部活

生涯スポーツの観点から、市内中学生の体力向上及びスポーツを楽しむ機会として、令和5年度は運動部以外の生徒を対象に放課後、ヨガやエアロダンス、ニュースポーツを年1回程度実施。令和6年度は対象者を市内全生徒に拡大し、授業時間も活用して、学期ごとに1回程度実施した。実施後のアンケートにより、7割を超える生徒から次回も参加したいと回答があったことから、一過性で終わるのではなく、今後も学期ごとに1回程度のペースで実施していく予定としている。

(4) 3年生応援プロジェクト

選手として活躍が期待される部活を引退した中学校3年生に対して、引き継ぎ活

動を継続させるために、トレーナーの専門的な指導を受ける機会を試験的に提供する取組で、競技としてのトレーニングだけでなく、今後、競技を継続するに当たっての体づくりやトレーニング方法を学んでもらっている。

(5) 参加費用負担

参加費用については検討の上、令和5・6年度については会費の徴収は見送っている。理由としては、部活動を残しながら地域移行を進めており、すでに部活動費等を徴収しているため、二重の保護者負担となってしまうためである。現在は、他市町村から広域化の要望があることから、会費も含めて検討中である。

(6) 報償費算出システム

約70名の地域指導者が登録されており、報償費の積算の業務軽減を図るため、各中学校をオンラインでつなぎ、兼職兼業の指導者や地域指導者の活動状況を、各校からスプレッドシート上でシステム入力を依頼している。地域指導者も自分の活動状況や報償費を確認できるとともに、事務局も紙ベースの月報と確認を行うため業務軽減につながっている。

(7) すみ分け表の作成

学校部活動と地域部活動について、保護者や地域指導者の関わりなど、抽象的となっている事柄に対してすみ分けし、明記することで、クレーム対応やトラブルの発生防止としている。

(8) 地元高校との交流

バレーボールや卓球、ソフトテニス、バドミントン、バスケットボール等では、地元高校と交流を図っている。

6 今後の展望

生徒の生活リズム、時間を壊すことがないよう「平日の地域移行・展開」を目指している。指導者の時間を優先し、安易に練習時間を夜に設定することで、生徒の生活リズムの崩れや塾を含めた習い事に行けない生徒が出ることにより、部活に入部しない生徒が増え、競技人口が減少していくことを危惧している。また、学力低下にもつながることもあり、平日の地域移行・展開にあまりにも傾斜した取組にならないよう、「学力向上と競技人口を減らさない取組」についてバランスを重視しながら対応していく必要がある。

また、将来的には、各校単独維持での部活動は難しくなるため、合同チームとなることが見込まれるが、可能な限り単独チームの存続に努め、生徒の出場機会を確保していきたいと考えている。

7 主な質疑応答

問 顧問は教職員だと思うが、兼職兼業の場合、指導料は加算ということか伺う。

答 兼職兼業の先生に対して、平日の指導料は支払いをしていない。休日については、3時間を目途とし、4, 800円の支払いをしている。2年前から、大会については3時間半とし、5, 600円としている。理由としては、部活動の大会の際に支給される教員の手当が5, 100円であったためである。

問 地域指導者についても、平日の指導料は支払われていないのか伺う。

答 地域指導者の方には、指導料の支払いはしている。平日は2時間まで3, 200円。1時間半であれば、時間に応じた金額で支払いをしている。

問 部活動の地域展開の状況について、1週間を通して2日間空きがあるが、どのようにになっているのか、または貴市の考え方なのか伺う。

答 北海道の部活動の指針において、部活動は平日週4日、休日1日と決められている。例えば、卓球の場合、平日4日間のうち週に2回指導者に来ていただき、残りの2日間は学校の先生で取り組んでいる。

問 国のガイドラインによると、教員の時間外労働は月45時間とされており、その範囲内で、部活動指導に取り組むこととされているが、兼職兼業にすると取り組むことが難しいという声も聞くが、貴市ではどうしているのか伺う。

答 移行期間ということもあるため、時間について明確に決めていない。全部の条件を揃えて開始することは難しいと捉えていることから、地域指導者がさらに増えれば状況は変わってくると考える。

問 休日の試合の引率については、教員でないとならない部分があり、地域指導者ではできない部分があると思うが、どうしているのか伺う。また、教員にとって、一番負担に感じていることは、休日の指導や引率であると思うが、教員から負担についての声は市に挙がっているのか伺う。

答 大会の規定が変わってきていることもあり、種目によっては顧問の先生ではなくても引率が可能な部活もある。そのため、部活によっては、先生の負担軽減になっている。また、休日の指導や引率については、指導者の待遇改善にもつながっており、土日の部分について報償費を支給しているため、喜んで兼職兼業の登録をする先生もいる。

- 問 教員に対する報償費はどこから支出されているのか伺う。
- 答 市で予算を計上しており、約2,900万円のうち、約半分が報償費となり、地域指導者や兼職兼業の先生に支払いをしている。
- 問 地域指導者の募集や登録について、どのように取り組んでいるのか。また、伊達スポーツクラブ藍で基準をつくっているのか、入口部分をどうしているのか伺う。
- 答 1年間の準備期間があったことや総合体育館に勤務しているということもあり、大会や指導者の様子を確認することができ、指導者としてお願いしたい方を発掘することができた。また、指導者の方からの紹介で登録している方もいる。自ら手を挙げてくれる方もいるが、勝負事にこだわり過ぎて、罵声を浴びせたりする方などは遠慮していただいている。
- 問 登録している指導員の数は66人となっているが、地域指導員と兼職兼業の先生の内訳について伺う。
- 答 19人が兼職兼業であり、残りが地域指導者である。地域指導者には、市に勤務している指導者が5,6人含まれる。
- 問 職業的なところで、なかなか指導者を探すことが難しいと思うが、どのようにしているのか伺う。
- 答 地域指導者を探すことは大変であるが、1年間の準備期間があったことが功を奏している。職業的な部分では、漁師、消防士、退職した先生、学校支援員、学校事務員等がいる。
- 問 他自治体の例をみると、教育委員会やスポーツ担当部門などが主として様々な調整をしていることが多いが、伊達市での実施主体は、伊達スポーツクラブ藍であると思う。市と伊達スポーツクラブ藍の役割について伺う。
- 答 実務については、スポーツクラブ藍で担っており、市の教育委員会生涯学習課では、予算や補助金、スクールバスの関係等の外側部分を担っている。
- 問 部活動の地域移行・展開におけるこれまでの予算について伺う。
- 答 令和5年度からはじまって、令和5年度には休日を完全移行としており、予算は1,500万円程度。令和6年度には休日から平日を部分的に拡大していること

から予算は2, 000万円程度。令和7年度には、文化部の休日移行及び運動部の平日のさらなる拡大に取り組むため、2, 980万円程度としている。